

【西京区の文書 解説】

以下は、原則として『史料 京都の歴史 15 西京区』（京都市、平成 6 年）に基づいています。

◆Nk002 山田(昭)家文書

山田家は上山田村所在の松尾大社神方の家柄。神方は、松尾大社の神人として階下で神事に奉仕する役柄で、その起源は室町時代にさかのぼる。近世を通じて本社を取り巻く社領のうち上山田村を分割支配した。文書は住居のある上山田村に関する地方史料、役職の神方関係のものに限らず、松尾大社の神事・所領全般にわたっている。時代的には近世文書が中心であるが、文治 5 年の松尾前神主秦相頼処分状・大永 7 年の室町幕府禁制・正安元年の伏見院院宣・口宣案など貴重な中世文書を数点含む。そのほか、中世文書の写の中には、田地売券・大堰川をめぐる相論関係・松尾大社所領関係等の重要なものが多い。

近世文書のうち、地方関係としては、(1)名寄帳・検地帳・田地改帳・村高覚などの年貢所領関係、(2)触写、達書類、社家・神方山境相論裁許状(享保 9)などの下達文書、(3)桂川筋諸村洪水につき口上書(享保 5)をはじめとする、桂川堤防・一ノ井堰・伏樋等の用水治水関係の普請願、借宅口上書、山年貢差出口上書などの上申書類、(4)天正 11 年の田地売券を最初とする田地藪地山林屋敷地の売券、講料銀寄進請取・先納銀請取状などの請取証文、借用状、年貢皆済証文、年季山改証文などの証書類、(5)救米割付帳・年貢勘定帳・賄勘定帳・「二ノ井水入高改帳」(享保 17)「桂川筋普請入用帳」(天和 6)「渡船修覆入用帳」(享保 5)などの算用関係、(6)上山田神方支配村定・神山立入定、「大堰川壺堰条約為換証」(明治 9)などの規則条例関係、(7)宗門人別帳(宝暦年間)の戸籍関係、(8)川除先例覚、「二ノ井用水修覆門樋改造ノ覚」(宝暦 9)、上山田・松室村境覚(文禄 4)などの記録類、(9)用水普請関係・居宅絵図・山境絵図などの絵図類などである。(8)の記録類には、享保 7～14 年にかけての大堰川中島の帰属に関する天龍寺との相論の一括史料があり、証拠文書として利用された中世文書の写を含め大堰川筋に関する貴重な史料となっている。

近世文書のうちもう一方の大きな部分を占める神社関係としては、(1)本社の由緒関係の「松尾社口伝書」「大明神七社系図」など、(2)神事儀式関係の社頭式次第・「勅使参向次第」・神事覚など、(3)祭礼儀式の上申に関する御田植神事能再興願(宝暦 4)・「祭礼再興嘆願書」(慶応 2)など、(4)所領料足に関する「神事料定」(寛文 4)など、(5)神方仲間に関する「松尾社家中神方中諸役之覚」(享保 19)・「神方神事定請書」・神方由緒(天保 11)など、(6)そのほか、非蔵人松尾武蔵に関する記録(弘化 2～)、「松尾社神供調進膳部所記録」(天保 2)「松尾恒例年中神事料定記録」(元禄 3)などの記録類、に分類できよう。

ほかに、家関係のものとしては、証文・書状・系図等がある。

◆Nk003 玉村(尹)家文書

玉村家は岡村檜原宿で本陣を勤めた家。檜原宿は『京都府地誌』によると正規の

宿駅ではなかったが、本陣がおかれ丹波国方面の大名の宿舎になった。「当家入用抜書」には、本陣宿の開始は天和3年とあり、寛政10年の願書によれば、同9年に類焼し同11年に再建されたとある。本陣役は当初広田氏が勤めていたが、安政年間に玉村氏に継承された。所蔵文書は寛政4年から明治6年までで、樫原宿本陣役勤仕に関するものが主である。前述のほか、文久2年の高松藩主宿泊のおりの宿割帳、素人旅籠取締触写、安政5年から文久2年の諸事件の聞き書き、触を書き留めた「記録帳」などがある。このほか「玉村家氏系図後巻」、「田地水帳写」、愛宕・葛野・乙訓・紀伊郡総村高帳など本陣役関係以外の文書も残っている。なお当家は洛外の本陣宿遺構として貴重で、市指定文化財。

◆Nk004 大原野神社文書

大原野神社は大原野南春日野町に鎮座する。同社には多くの中世文書が残っている。大原野社に祈禱精誠を命じた足利尊氏(高氏)御判御教書(元弘3)を最古とし、同社の知行安堵を記した足利尊氏御判御教書(建武3)、足利直義御判御教書(観応元)などが残り、歴代足利将軍からの祈禱や知行の安堵を得ていることが知られる。また室町幕府奉行人奉書のなかに、同社浄瑠璃院の行人と方衆(衆徒)との間で起きた祭事にかかわる花帽子の相論(永正17)や、再三社領が近郷の地侍に横領されていたことを示すもの(天文21)、細川高国方に与したため社領没収された神主の次男に、神領が再度安堵されたことを記したもの(永禄3)など、興味深い内容を持つものがある。そのほかには、大原野社領目録(宝徳3)や三好長慶判物(弘治3)、同社の遷宮について記した正親町天皇綸旨や、春日山法度(天正18)など多岐にわたっている。

近世文書では、将軍徳川秀忠から家茂までの社領安堵の朱印状や、同社の古絵図(宝暦13)、また大原野村と同社境内地にかかわる取替証文(天保8)や、大原野社春海坊の相続に関するもの(天保10)などがある。明治期の史料も豊富で、なかでも祭祀祭礼・神饌関係や神社明細帳、回議録、神祇官通達、京都府通達などが知られる。そのほか大原野村との関係では、境内鯉沢地の農業用水引用についての取り決め(明治9)や、大原野社神主中沢家の年中行事について記したものが注目される。

注) この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆Nk005 齊藤(兼)家文書

齊藤家は大原野村の旧家。大原野村の村況を知るうえでの文書が多い。村定(天保5)や「家数人別付牛馬員数帳」(正徳4・享保14)をはじめとして、宗門人別改帳や五人組帳が残っており、村落の概況を把握することができる。年貢関係では、年貢割付状(文化4～弘化4)や年貢皆済目録(天明8～天保5)、年貢勘定帳などがある。田畑などの売買に関しては、畑売渡証文(享保10)、屋敷井田地売渡証文(宝暦5～天保8)がみられる。諸勘定帳や金子受取証文も数多く残っている。そのほかには、「伊勢代参勘定帳」(文政9)や「伊勢講田地勘定帳」(天保4)の類や、野田村の「法性寺普請雑用帳」(延享4)や「大原野大明神諸事控帳」(天明6)、書状などがみられる。

◆Nk006 大八木(実)家文書

上桂村に所在し、禁裏御料の庄屋や日野西家領の庄屋・年貢取立役などを勤めた

旧家。竹屋角右衛門を名乗り、「竹角」の呼称で竹屋商売を営んだ。所蔵文書のおもなものを分類別にみると、A. 法令・制規類では、嘉永 3・4 年、安政 3 年及び辰年の触留帳、明治 3 年を中心とする日野西家からの御用状、達書、召喚状などがある。ほかに明治 18 年の「京都竹商組合規約」がある。B. 証書類は、所蔵文書の内半分程を占め、万治 2 年に弓講の田地を買得した証文を最古とし、土地売券、借用証文、奉公人請状、養子請状などを所蔵。とくに売券では、商売上の理由からか藪地の買得が目立ち、例えば文化 4 年には梅宮社境内の竹藪を 90 年の年季を以て譲り受けている。C. 上申書類では、文化 6 年に日野西家に対して出された先納銀申付御免願書や嘉永 4・安政 2・3 年の土砂留手入箇所帳 5 冊などがある。D. 記録・日記類は、文化元年に帰国した漂流民の見分等を記した「俄羅斯亜国漂流記」の写と、外科の処方を記した「吉田流外科秘書」の写の 2 冊。E. 勘定書は、村入用関係と竹商売関係に大別され、とくに村入用では、二ノ井筋 10 か村や谷川筋 4 か村の入用割や勘定帳が多い。G. 土地・年貢類では、宝永 3 年の禁裏御料「田畑古検水帳」(嘉永 5 写)や正徳 3 年の「田畑水帳写」を始め、日野西家領や禁裏御料の水帳・免割帳・勘定目録などがある。また「本所様并下作年貢帳」などと題された大八木家の年貢収納状況を記した帳面が、文政 6 年から明治 8 年の間で 39 冊あり、同家の田畑経営の推移を知ることができる。H. 仲間・講類では、組別に所属人を記した帳面である天明元年「竹屋仲間組名前」のほか、頼母子講の仕方帳など。J. 戸籍類は、日野西家領の「宗門御寺請并二人数改帳」1 冊のみ。K. 系譜・由緒類では、文化 13 年に江戸大八木家に遣わしたとある系図抜書がある。L. 書簡類は、竹商売上のやりとりや、村庄屋間の連絡など。

◆Nk007 武田(信)家文書

武田家は上桂村に所在し、明和年間から大覚寺に侍医として仕えた家である。その内容は武田家関係と上桂村関係に大別できる。(1)武田家関係 まず「家伝由緒明細書」(明治 4)、「武田家伝由緒書」(大正)などの由緒類 3 点、官位等の補任状 10 点、医業の門人誓約書 3 点があり、歴代の履歴をうかがえる。ほかには「信定日記」(天明 8～寛政 4)がある。次に証文では金銭借用証文 47 点、田地譲渡証文 5 点などがある。また書状は 22 点のうち南画家日根対山書状写は、漢詩人梁川星巖・書家貫名海屋などとの交流がうかがえ興味深い。(2)上桂村関係 寛政 10 年に惣代百姓 7 名が源次郎・太兵衛に対して庄屋退役を求めた願書 3 点とその出願につき百姓 53 名請書控・京都代官召喚状写(寛政 10・11)2 点がある。また万延元年に増水した桂川筋で筏が流出して一ノ堰を破損させたおり、その修理期間に筏を通行させたことについての詫証文 3 点がある。ほかには、獵師株を仲間に預ける請書(文政 10)、桂川をめぐる獵師仲間為取替証文(安永 3)、13 軒の親族で構成される親切講誓約書(安永 3)などがある。

◆Nk008 小笠原(武)家文書

小笠原家は沓掛村の旧家。享保 17 年に物集女村永正寺および沓掛村安正寺の過去帳の記載をもとに作成された「物集小笠原氏沓掛平井氏通親系図」によれば、当家は阿波国三好小笠原氏に連なるとし、室町時代の末、物集女・塚原・沓掛 3 村を領するに至り、拠地を帯びて物集氏を名乗った。天正 3 年勝龍寺城落城の後、沓掛

に住したという。江戸時代には沓掛村の庄屋を勤めた。文政ごろより代々平左衛門を名乗っている。

当家の所蔵する文書群は享保5年から天保12年までのもので、おもに年貢皆済目録を中心とした庄屋文書である。そのうち沓掛村が山陰街道沿いの村であったため、街道の往来に関する史料が散見される。老ノ坂峠付近小畑川にかかる横尾橋架設の願書(享保5)をはじめ、老ノ坂筋道替につき口上書(寛政9)、御用米運搬につき村牛馬持請書(寛政9)などがある。そのほか宝暦13年の土砂留にかかわる一連の文書や、沓掛村高家数人数牛馬届(享和3)、峠山近辺にあった幕府御林山の管理にかかわる文書、松木の払い下げ願書(文化8・天保11)などがある。また村内寺社に関する史料には、村寺社改帳(享保7・寛政5)や現在の大枝神社にあたる児明神改につき村方届書(享和3)・老ノ坂峠で子安地蔵を祠った大福寺地蔵堂由緒につき村方届書などがある。地蔵堂については絵図も残っており、松平紀伊守様御休息所や馬繫などの峠付近の諸施設が描かれている。そのほか絵図として、年未詳ながら近世の沓掛村付近の道筋や川筋を描いたものや、長野新田村の村絵図がある。

◆Nk010 塩田(助)家文書

塩田家は「茶屋」の屋号をもつ下津林の旧家。代々助右衛門を名乗る。近代には村長を勤め、またゴールデン麦作人組合代表者として、川岡一帯にビール麦であるゴールデンメロン種の作付・普及に尽力した。所蔵文書のおもなものを分類別にみると、A. 法令・制規類では、明治4年の「郡中制法」の写と同年の布令の留帳がある。B. 証書類は、元禄元年の家屋敷譲渡証文を最古に、明治20年代までの土地売券、借用証文などを所蔵。なかでも峰堂付近にあった下津林村山地の売券が目立つ。C. 上申書類は、普請願書などのほか、文政13年に竹田慶安家に対して年貢未進につき延納・皆済を約束した一札などがある。D. 記録類は、「利休数寄屋図記」「花伝百条」「百姓第一心得之覚」などの写本がある。E. 勘定書類は、慶応3年の「万貸帳」1冊のみ。G土地・年貢類では、宝暦7・明和4・天保3年の「覚水帳」をはじめ、高反別帳など10点余を所蔵。

◆Nk011 津田(太)家文書

津田家は、代々八郎兵衛を名乗り、牛ヶ瀬村に居住し、江戸時代中期以降妙法院宮領の庄屋を勤めた家である。文書は、江戸時代中期から明治期にわたるが、大別すると、牛ヶ瀬村の庄屋文書と津田家の家文書からなる。

村関係の文書は、法令、領主妙法院宮家にかかわる文書、村掟、村明細帳、物産関係文書、戸口関係文書、年貢関係文書、流作場関係文書、桂川水害関係文書、堤防修築文書、桂川土橋関係文書からなる。

法令には、正徳5年のキリシタン禁令、幕末期の京都町奉行触留書、明治初年の京都府布令書留書などがある。領主妙法院宮家にかかわる文書には、津田家への書状や御用金関係の帳簿や御用金の返還をもとめる文書がある。

村掟は、天保6・7・13年のものがあり、質素儉約がおもな内容である。村明細帳は文化9年のものが残り、江戸時代後期の村の概要を知ることができる。物産関係文書は、宝暦9年の文書があり、菜種、綿実といった絞油の原料となる物産の生産が注目される。戸口関係文書では、明治初年の宗旨人別帳や元文元年から幕末期ま

での人数改善がかなり残っている。

年貢関係では、妙法院宮領(250石)にかかわる年貢免定と京都代官発給の上げ竹にかかわる年貢免定(1石8斗3合)・皆済目録がある。妙法院宮家発給の年貢免状は、元禄期から幕末期まであり、比較的よく江戸時代中期のものが残っている。京都代官発給の年貢免定、皆済目録は、享保期から幕末期まで残り、江戸時代後期のものがよく残っている。

牛ヶ瀬村は、桂川に直接面しているので、流作場(河川敷に営まれた田畑)や桂川水害や堤防修築にかかわる文書がたいへん多く残っている。流作場の開発は、京都の商人によって行われ、宝暦8年に津田家に譲り渡された。享保3年をはじめとして、幕府へ差し出した文書や多くの絵図も残る。桂川水害関係文書は、元禄11・15年、寛保元年、宝暦5・13年、天明元年、寛政10年、文政13年、嘉永3年、慶応3・4年がある。堤防修築関係文書には、元禄13・14・17年、宝永7年、享保13・14・17年、元文2・4年、寛保2・3年、延享2・4年、寛延2・3年、享和元年、文化5・6・13年、文政3・8・12年、文久元年、慶応3年がある。国役堤は、牛ヶ瀬村が管理にあたっているが、用水樋等は、牛ヶ瀬、下桂、上久世、中久世、下久世、大藪の6か村で修復が行われ、中世以来の伝統をうかがわせる。桂川の川床の上昇がいちじるしく、享保14年、元文2年には、川浚えが行われ、宝暦13年と文化4年の文書によると、川床の上昇が不作を起こし、困窮していると記している。桂川土橋は、牛ヶ瀬・下津林2か村で運営されていたが、元文4年に下桂村より渡船業の妨げになるとして訴えられている。

家関係の文書には、江戸時代中期から後期にかけての八郎兵衛宛の借用証文・田畑譲状・奉公人請状や勘定帳が多数残っている。これらの文書から、津田家の経済力のほどがわかる。また、津田家は領主妙法院門跡から名字帯刀を許され、それにかかわる文書もある。

◆Nk012 大島(直)家文書

大島家は上里村の旧家で、正親町三条家に仕えるこの地域の有力な郷士であった。「大島氏家記」には、天正年間に初代宗昌が戦乱をのがれてこの地に住み着き、三代昌重が正親町三条家に仕官、五代直武が大島を名乗りはじめたとある。所蔵文書は、この家記をはじめ、日記、行事記録、借金証文などの家関係文書と、検地帳や宗門人別改帳、村絵図などの村方文書に大別される。所蔵史料の中心をなす日記は、天明5年の「大島直良日記」を最古として、直良日記14冊、武幸日記5冊、直珍日記7冊、直勢日記1冊の万延2年までの全27冊である。正親町三条家など公家との交流、大島家内の行事、向日神社や長岡天満宮への参詣についてなど、基本的に大島家の記録であるが、村の民俗や生活に関する記述も多く見られる。同様の史料として、直良日記以前の村の沿革を要約した、大島員馬(数馬)記とされる「天明元辛丑始略誌」がある。また延享元～2年にかけての本郷・枝郷相論関係史料(3点)は、石見・上里両村の関係をうかがうことのできる重要な史料である。なお、本文書を使った研究として長谷川澄夫「京都近郊一郷士の生活」(『長岡京古文化論叢』)がある。

◆Nk013 城戸(平)家文書

城戸家は長峰村の郷士。領主今大路家に仕え名字帯刀を許されていた。文書の

年紀は享保 6 年から明治 26 年にわたる。家の由緒を語るものに「城戸氏家譜」「城戸由緒」各 1 点がある。名字帯刀について、同じ畑家と共にその来歴について報告した口上書 4 点、享保 6 年の帯刀改めに際し畑家と共同で出した返答書などが残されている。そのほか田畑売渡証文、宗門人別改帳などである。

◆Nk014 大八木(正)家文書

上桂村に所在し、幕末に竹屋角右衛門家から分家して、竹屋を営んだ家。竹の仕入数(総筆数・種類別内訳)、仕入先を控えた「竹仕入帳」の 2 点を所蔵する。年紀は慶応 3 年から明治元年と同 10 年から 15 年であり、前者から当時竹屋治郎を名乗っていたことがわかる。

◆Nk015 中路(義)家文書

中路家は下桂村中分の旧家で、明治には戸長をつとめた。所蔵文書は明治 9 年「丈量反別一筆簿」、明治 10 年「戸長退役願書控」、昭和 12 年「先祖代々諱録」。

◆Nk016 富原(春)家文書

富原家は、もとは下総国の郷土で、享保 6 年に稲葉家に召し抱えられ、同 8 年稲葉氏の移封にしたがい山城国淀藩の藩士として代々仕えた家。所蔵文書には、養父の敵討を遂げた子細を記した「助丞敵討書付」(享保 3)・元治元年の四国連合艦隊下関砲撃事件の顛末を記録した「長州下関戦争之始末探索書」などがある。

◆Nk017 角倉家文書

大悲閣千光寺は、角倉了以が嵐山奥千鳥が淵の上に再建した寺。所蔵文書は木屋町二条にあった角倉本家にかかわるもの。「角倉与一家領浜地之分杭木打渡裏書絵図」(安永 2)は二条五条間の高瀬川両側の浜地にかかわる角倉家領を明確にするために作製されたもの。船入り・他領の浜地分をも明示し、高瀬川の利権を示す貴重な絵図。ほかの 4 点もこの高瀬川浜地の利用に関する文書で、これを利用する高瀬川沿岸の町(美濃屋町・和泉屋町・下材木町・天王町)から角倉与一に宛てて浜地年貢の免除を願い出た嘆願書(安永 2)。

◆Nk018 神谷(二)家文書

神谷家は岡村に所在する。所蔵史料は「安政万延日記改写」の 1 点。安政 6 年から慶応 4 年までの事件や触などを書き抜いたものか。

◆Nk019 山口(泰)家文書

山口家は下山田村の郷土で、戦国期より葉室家に仕え、葉室御霊神社の社司の家筋と系図は記す。また代々下山田村の村庄屋や各領の庄屋を勤めた。したがって所蔵文書は葉室家にかかわるものと、下山田村の村政にかかわる地方文書に大別される。ほとんどは近世文書で、寛文・延宝期にはじまり、江戸後期のものももっとも多く、明治の文書も若干含まれる。

地方文書のうち、享保 14 年の「山城国高八郡村名帳」は、近世中期の山城国内の所村の村高と各領主の明細と高が明確になり貴重。そのほかに、(1)触写・達書類な

どの下達文書、(2)村中法度(天保 9)や村明細帳(寛保 3)など下山田村の概要が判明する文書、(3)相国寺・葉室家・徳大寺家・松尾社領など所領の水帳・名寄帳・物成帳などの年貢所領関係、(4)千代原村との用水相論一件の済状(寛政 5)をはじめ、二ノ井用水の伏樋・溝・堤の普請入用帳・勘定帳などの用水関係、(5)田地・藪地の売券、先納銀請取状や年貢皆済覚など諸取証文、金銀借用証文などの証文類、(6)宗旨送状・寺請証文・宗旨人別帳などの戸籍関係、(7)頼母子講の仕法書・勘定書などの講関係、(8)救米や普請願書、一条家への貸付銀に関する口上書などの願書類、(9)記録類では、天保 3 年から弘化 5 年までの「雑記」が残り、そこには村中の願書や口上書などが写しとられており、近世後期の村の推移もあきらかになる。そのほかに若干の絵図類が残るが、いずれにしても下山田村の状況がかなり判明する文書群といえよう。

葉室家関係文書では、延宝 4 年の智照院田地譲渡に関する証文類一括が残る。智照院は葉室頼宣の娘で後陽成院の典侍となったが、娘の光照院尊厳や自らの没後の供養料として玄忠庵・浄生庵など葉室家ゆかりの村内寺院に田地を寄進し、さらに山口伝之丞夫婦に、以後の差配を依頼している。こののち山口家と葉室家の交流が深まったものと思われる。また葉室家ゆかりの寺院や御霊神社などの文書のほか、系図や書状類も残っている。

◆Nk020 神田(弘)家文書

神田家は千代原村の庄屋を勤めた家。明治初年には桂村初代村長を出している。史料は天保 7 年 11 月の千代原村絵図 1 点と大正 5 年 7 月の「桂農村ノ歌・桂村財産調」1 巻の 2 点。「桂農村ノ歌」には、広域の桂地区住民を対象に、農業がいかに重要であるかが歌い上げられ、財産調には下桂・上桂・徳大寺・上野・千代原各地区の田畑面積・人口・税金などが書き上げられている。

◆Nk022 中沢(隆)家文書

中沢家は大原野神社の神主家である。文書は(1)神主家日記、(2)古証文記、(3)口宣案に大別される。(1)は文化 4～14 年・天保 4～5 年のものが残っている。日常の社務にかかわる貴重な史料である。(2)は元禄 15 年・文政 9～13 年にわたる大原野神社の諸記録である。祭祀祭礼をはじめ、主として神社全般にかかわるものが多いが、たとえば相撲興行に関することや村落との関係をあらわすことなどは、大変興味深く看取される。(3)の叙位にかかわる口宣案については、4 巻 27 通が残っており、天正 7 年から慶応 2 年にまでおよんでいる。

◆Nk023 金蔵寺文書

金蔵寺は大原野石作町に所在する天台宗寺院である。文書のほとんどは寺史に関するものである。縁起が 2 種 3 点、「金蔵寺世代考」1 点、「差上留」(元禄 16)2 点、「古文書記録写」(明治 3)2 点と、寺史について一応おさえられる。金蔵寺は徳川綱吉の生母桂昌院が寺領を寄進し再興された寺であり、その関係として、「本庄家御廟石塔法名并銘」1 点、「桂昌院様三十三回御忌拝礼参府日記」(元文 2)1 点、「桂昌院様百回御忌拝礼参府日記」(文化元)1 点、「桂昌院様百回御諱日記」(文化元)1 点がある。

◆Nk024 上桂御霊神社文書

上桂御霊神社は上桂西居町に所在する。文書群は、無年紀を除けば、近世 34 点、近代 243 点で、近代文書には上桂村・桂村上桂区の文書が多量に含まれており、当社が近代に村会所として使用されたために伝来したと考えられる。

(1)近世文書 同社は近世を通じて数度の普請があり、それにかかわる証文・願書・諸入用帳が 10 点ある。村関係では、上申書類として上桂村明細帳(慶応 3・4)2 点、寺社改の届書 4 点、土地年貢類は元禄 14 年を最古とする検地帳 7 点、高反別小前帳 4 点、千光寺買付田畑帳 1 点などがある。ほかに善応霊達祈願文(元禄 14)の木札などが伝来する。

(2)近代文書 証書類は約 70 点、上申書類は 64 点あるが、とくに一ノ堰の船水戸開閉(明治 9)、今井用水樋床下(明治 19)、三ノ堰移動(明治 33)にかかわる願書・届書・為取替証が注意される。神社関係では、神社合併(明治 10)や村社指定を求める願書(明治 40)が興味深い。記録類は 18 点で、請願届書綴、桂村々会議事録(明治 25)などである。勘定書類は 12 点で、井堰に関する普請仕様帳、諸入費決算帳などである。土地・年貢類は 78 点あり、明治 4 年までの各家領の水帳・免割帳・勘定目録と、京都府の租税定状・皆納目録など。戸籍類は、おもに明治 7 年までの送籍簿・上桂村戸籍などの 23 点である。仲間・講類は 14 点で、一種の青年団運動である化風社に関する史料として、諸入用簿(明治 14)、改正社則(明治 33)、神輿修復有志簿があり、桂村治水講に関しては、講会認可届書・講則などを所蔵。ほかには絵図・布達等がある。

◆Nk025 善峯寺文書

善峯寺は大原野小塩町に所在する天台宗延暦寺末の寺院である。善峯寺には多数の文書が伝来するが、調査撮影したのは主に寺史・寺領にかかわる、室町期から明治期のものである。(1)中世文書 足利義持・義教・義政による寺領安堵の御判御教書 3 通、荒野新田をめぐる灰方荘との境相論をうかがわせる室町幕府奉行人奉書など(文安 5～永正 5)19 通、荒野新田の山林伐採権を安堵した河原定勝直状(天正 15)がある。また永禄期における成就坊の田地集積を示す売渡証文・買得田地目録など 8 通がある。(2)近世文書 制規類は 30 点あり、木村信実・本庄宗資連署奉書、本庄宗資定書 4 点から、桂昌院による寄進田地の細目などを知りうる。ほかに朱印状写・所司代禁制写がある。宗門関係としては、公海署判の善峯寺法度(慶安 3)、善峯寺・金蔵寺の衆議による両山法度(元禄 16)のほか、善峯寺 7 坊が十輪寺住持職を輪番で兼帯することを決めた定書(宝暦 2)などがある。証書類は 20 点で、とくに成就坊宛の作職をめぐる証文(慶長 3・5)、また桂昌院寄進田地につき善峯寺請書(貞享 3)、杉谷山・魔鬼ヶ尾の立木伐採をめぐる小塩村役人詫証文(元禄 3)が注目される。上申書類は 74 点あり、そのうち相論関係では、背戸山伐採(寛永 3)、三鉢寺との境目(万治 3)、西瀧山伐採(元禄 2)をめぐる訴状が注目される。寺関係では、開帳や富籤に関する願書(安永 2・寛政・文化)などがある。記録類は 12 点あり、文書写では、とくに「公儀山門差出文書留」(寛文～元禄)が注目され、相論一件では、上記相論のほかに、宝暦～明和年間の中畑村等田地山相論の文書がまとめられている。日記では、元禄期の復興御礼として関東に下向した時のものがある。土地年貢類は 35 点ある。寺領は善峯寺本願分と各 7 坊が保有しており、成就坊田地目録(寛永 10)、各

坊附の田畑畝高地面請印帳・同改帳(元禄 14)などが伝来している。戸籍類は宗門改帳(宝暦 10～明治元)など 27 点があり、系譜類は善峯寺・成就坊の系図など 6 点ある。由緒類は善峯寺由緒覚書(承応元)など 3 点ある。書状類では、山科宗賀・本庄道芳・同宗資・進藤義雪などの書状があり、桂昌院関係者と善峯寺との関係をうかがえる。絵図類は境内図・山林境目絵図など 12 点ある。(3)近代文書 約 15 点あるが、とくに「善峯寺古文書」が所蔵文書の概要を知る上で便利である。

◆Nk026 勝持寺文書

勝持寺は大原野南春日町にある天台宗の寺院。古くから「花の寺」と呼ばれており、とくに境内の花木の保護については、中世からその徴証がみられる。享禄 4 年 3 月付の室町幕府禁制をはじめとして、天正 10～12 年の豊臣秀吉京都代官の禁制や書下、京都所司代板倉勝重禁制などがみられる。またそれより以前の永享 10 年 3 月には將軍足利義教から、文安 5 年 12 月には幕府から、それぞれ知行安堵状が下されている。近世文書では、延宝 7 年 10 月に勝持寺と大原野神社の確執にかかわるものや、年未詳ながらも勝持寺住持次第や同寺証文目録、また同寺境内図が残っている。

◆Nk028 龍淵寺文書

龍淵寺は檜原宇治居西町に所在する浄土宗西山深草派の寺院で、誓願寺末。所蔵文書のうち当寺にかかわる文書は「寺号交換重要書類綴」と題された冊子 1 点のみで、明治 26 年に現寺名になるまでの、改派相論に関する書類が綴り込まれている。そのほかはすべて岡村地蔵講関係の文書である。もと地蔵は物集女街道と山陰道との交差点の辻の地蔵堂に安置され、村中の地蔵講により維持されていたが、明治 12 年に当寺内に移転、村から寺の地蔵となり講は解散した。そのとき講の文書も寺に伝来したと考えられる。文書は、文政 11 年の地蔵講総代欠所残金請取状をはじめ、天保 12 年写の「地蔵講中定式帳」、慶応から明治の講人名前帳、勘定帳、地蔵堂修復寄進状などである。

◆Nk029 川本(修)家文書

川本家は千代原村妙法院宮領の庄屋を勤めた家で、代々長左衛門を名乗った。明治期に作成された当家の由緒書によると、応永年間より桂荘朝原郷に居住し、慶長年間には妙法院宮領の庄屋となっている。妙法院宮家の役務を勤め郷土を称し、名字帯刀を許され、九条家にも出入りした。史料は由緒書控 2 点のほか、享保 16 年 8 月の鴨谷川境土砂浚相論につき千代原村他 2 村へ申渡書、天保 14 年 3 月の上桂・千代原・川島村用水につき為取替証文があり、水利をめぐる諸村の関係を明示して重要。また文政 2 年 1 月の「妙法院宮様小入用帳」、同 5 年 1 月の「普請諸入用控」、同 7 年 1 月の「村方諸入用控覚帳」などは当村の財政を知る貴重な史料。そのほか絵図 3 点、そのうち元禄 3 年 4 月 17 日付「千代原村妙法院・東福寺・聴松院領絵図写」は鴨谷川流域の諸領地が描かれており興味深い。弘化 4 年 11 月の瓦師中惣代宛て九条家瓦御用証文は、川本家と九条家の関係の一端を示すもの。そのほか、慶応 3 年から明治 4 年の普請願書 4 点、天保 12 年 11 月付の「苗字帯刀二付武辺伺書控并御殿方役懸り謝礼物之事」1 冊、天保 6 年から嘉永 6 年の借用証文

11点、幕末の書簡3点、大仏殿献米書類5点、口上書3点、川本家関係9点などがある。

◆Nk030 法泉寺文書

法泉寺は大原野石見町に所在する浄土宗知恩院末の寺院であるが、もと一心院の末寺で、捨世派であったとの傳承を有する。文書は、慶長6年の寄進状写をはじめ、寺院関係の文書が多い。延享3年の由緒書によれば、法泉寺は京都東山の一安心院の末寺であったが、明和3年極楽寺末山式条帳が法泉寺宛てに出されているように下桂の極楽寺(一心院末)とも本末関係を結んでいた。村関係では、井ノ内村・今里村と入会芝地をめぐる争った際の石見上里村の口上書(天明8)がある。このほか、近代文書として寺籍簿、宗勢調査、土地所有関係、宗教法人設立に関する文書など昭和に至るまでの書類が多数残されている。

本文書については、向日市文化資料館においても調査、目録化を行っている。

◆Nk031 大枝自治会所蔵文書

大枝信用購買販売組合の設立・運営に関する書類綴2点を所蔵。大枝信用購買販売組合は、日露戦争後の経済不況のさなか、明治42年に設立。筍缶詰工場の経営に取り組むなど近代の大枝村の経済振興に寄与した。

◆Nk032 中路(武)家文書

中路家は岡村岩倉家領の庄屋を勤めていた旧家。文書のうち大半を占めているのは証書類と、四国霊場の仏画(刷物)などである。証書類では元禄13年の田地売渡証文がもっとも古い。ほかに、伊勢神宮代参の通行証(年未詳)、「田地水帳」(文政7)、山城国内領主・石高書上げ帳(年未詳)などを所蔵。通行証には岩倉家の印鑑とともに「岩倉殿家来中路市之丞」とある。「田地水帳」には、岩倉家のほか樋口家、知恩院宮など6領主の名がみえる。

◆Nk034 無量院文書

無量院は檜原上池田町に所在する、西山浄土宗の寺院で光明寺末。檜原宿の脇本陣をつとめたともいわれる。所蔵文書は、宿関係の文書ではなく、享保16年の「寄進状」をはじめとして、宗旨送状や祀堂銀借用書などの証書類、過去帳といった、寺院自体に関係するものであり、本山や他寺院とのかかわりを示すものが多い。当時の村内所持地を記した宝暦9年の「無量院附田畑畝高并あて米帳」、明治42年の修理時の設計書などを綴った冊子もある。

◆Nk035 池田(源)家文書

池田家は石見村に所在した旧家で、近世には甘露寺家領の庄屋を勤めた。文書の大半は、甘露寺家領水帳、同家領皆済帳などの村の年貢に関する文書のほか、売買・借用証書類などで、この地域の近世文書としては比較的まとまっている。江戸時代後期以降のものが多く、宝暦2年の甘露寺家領年貢勘定目録などが比較的古い。幕末に至り、甘露寺家領5か村(下植野・石見・鶏冠井・松室・吉祥院)が困窮したおりの借財をめぐる今里村百姓との相論関係史料などもある。また明治以後の池田

家は、資産家として銀行などにも投資しており、山城銀行の営業報告書(大正 11)などが残る。山城銀行は、当時京都に本店を持つ数少ない銀行のひとつであった。

◆Nk036 弥勒寺文書

弥勒寺は桂千代原町に所在し、西山浄土宗で光明寺末の寺院である。史料は明治 11 年 7 月の什物取調帳が残る。同帳によると、当時の檀家数は 36 軒で、寺領たる山林田畑はなかったようである。

◆Nk037 金輪寺文書

金輪寺は大枝沓掛町に所在する西山浄土宗光明寺末の寺院。天慶 3 年比叡山賢光法印の開山になり、享徳 2 年立光上人を中興開基として浄土宗に改宗したとの由緒を伝える。所蔵文書は、過去帳 2 点・寺誌(文化 13~)のほか、寛政 3 年 3 月に堂舎一字を再建した時の棟札 1 点がある。

◆Nk038 岡本(な)家文書

岡本家は沓掛村の旧家で、老ノ坂峠に祠られる子安地蔵の帰属をめぐる書類を所蔵する。この地蔵は恵心僧部源信作との伝承をもち、近世においては、城丹国境を境に隣する沓掛村と丹波国王子村の村民によって守られていたが、安置所であった大福寺が明治 7 年に廃寺となり、京都府の預りとなった。所蔵文書は、地蔵の下付願や両村間で取り替わされた約定書などである。

◆Nk039 観世寺文書

観世寺は桂上野北町に所在する西山浄土宗寺院。寛文 5 年 11 月 15 日の棟札が残されている。近世文書は文化元年から弘化 2 年までの記載がある過去帳、および天保 10 年の「什具録」、近代文書は明治 5 年の「観世寺所轄願書」と同 12・18 年の「観世寺明細帳」などである。

◆Nk040 原田(克)家文書

原田家は上桂村で紺屋を営んだ家である。文書群は、無年紀を除けば、元禄 15 年から慶応 2 年にわたる。その構成は証文 32 点、記録・年貢類・定書各 1 点である。証文は、田畑等譲渡証文 18 点、祠堂につき田地譲渡証文 3 点、借用証文 7 点、紺屋株譲渡証文などであるが、とくに文化 4 年の土蔵借用証文は、村が安兵衛の土蔵を借りて神輿部屋としていたことがうかがえて興味深い。記録として「江府滞留諸記録」がある。これは原田氏が妙心寺役者にしたがって安政 4~6 年に江戸に下向したときの旅日記。ほかには文政 5 年の年貢皆済目録写、安政 2 年の西岡組紺屋仲ヶ間定書がある。

◆Nk041 大八木(利)家文書

上桂村に所在した旧家で、利右衛門を名乗る。「桂姫謂書」1 点を所蔵する。これは、桂女の成り立ちを神功皇后に結びつけて説明したもの。同系統の写本に名取壤之助編『桂女資料』所収本があるが、これは後欠であるため、当家所蔵本から全容を知ることができる。

◆Nk042 松浪(甚)家文書

松浪家は、石見村の旧家。近代には村長を勤めたこともある。文書の内容は、上羽村関係のものがほとんどを占め、婚戚関係のあった上羽村九右衛門家の文書を引き継いだものとみられる。もっとも古いのは、元和元年の作職売渡証文で、上羽村弥右衛門から同村九右衛門に対して、字藤田の作職が売り渡されたもの。また、元禄 15 年 9 月の「泉涌寺領田畑指出帳」は、上羽村の石高、田畑の面積を記し、同時に、「泉涌寺領毛見目録」などを付している。享保 11 年の「金蔵寺納米通」などの年貢関係の文書が若干ある。そのほかは、近世後期から幕末にかけてのもので、旱魃による窮状を訴える「乍恐奉御届ケロ上書」(享和元)などがある。

◆Nk043 長恩寺文書

長恩寺は上桂西居町に所在する西山浄土宗の寺院である。明治 6 年に廃寺となった千光寺を合併したため、所蔵文書は千光寺関係 11 点と長恩寺関係 5 点に大別される。前者は住持継職にともなう旦那中請書(延宝 5)、上桂村寺社書上写(元禄 5)、藪地売券(元文 5)、住職譲状(宝暦 2・文化 12)、普請につき間数届書控(寛保元)などである。後者は千光寺廃寺届書(明治 6)や明治 20・21 年の本堂再建に関するものである。

◆Nk044 福成寺文書

福成寺は檜原内垣外町に所在する臨濟宗の寺院で、建仁寺の末寺である。当寺では岡村行講が行われている。文書は明治時代以降のもので、古記抜書、福成寺諸雑記、什物取調簿 3 点、明治から昭和の文書を綴った「古文書」と題する冊子、ほかに証書類などがみられる。また、寛文 4 年の棟札と、慶応 4 年の蔵王堂修復の棟札がある。

◆Nk045 徳田(正)家文書

徳田家は代々徳大寺村桂宮(京極宮)家領の庄屋を勤めた。宝暦年間の銀借用証文 10 点余りを最古として、明治期までの文書が残されている。おもな文書としては、享和 2 年以降の村百姓の屋敷・土蔵・小屋などの普請願書が 8 点、嘉永 6 年の松尾社領請山での消炭焼稼業の願書・請書類が 7 点、安政・万延・文久・元治期の勘定目録が川原新田のものを含めて 8 点、慶応元年の向西寺住職の退院に関するものが 2 点、明治 7 年の伊勢講・大講田作式譲渡証文が 2 点、年末詳の年季奉公人請状 2 点などがある。また、安政 5 年の「差入一札之事」は、河原町材木屋勘左衛門・宿村庄屋半兵衛が金子借用時の質物について徳大寺役人中に宛てたもので、徳大寺村と枝郷宿村との関係がうかがえる史料である。ほかに、元治元年 6 月の「差入申一札之事」は、桂御所領内での桂川渡船が下桂村のみ認められていることを踏まえ、同船渡番所へ、洪水による橋の流失にともなう臨時的措置として仮橋の設置を願った文書で、当時の徳大寺村の桂川流域村落としての地理的な苦勞がうかがえる。

◆Nk046 清水(勉)家文書

清水家は上野村に所在する旧家。近世文書では、寛政 11 年 3 月の「午年御年貢皆済目録」があるが、それ以外はすべて明治以降の近代文書である。おもなものとし

て、明治初期から中期にかけて作成されたと思われる上野村耕地台帳が 15 点。明治 39 年の上野橋橋梁修繕工事に関する設計図、計画説明書、決議書、土木工事費補助申請書、橋梁架設位置実測縦断面図・平面図・構造図などの資料が 9 点。昭和 20 年に作成された桂上野東町・前新田町の 600 分の 1 実測図とその写が 4 点。そのほか、明治・大正期の諸勘定帳、肥料汲取控、下作宛米集帳、奨励金配当帳などがある。

◆Nk047 向西寺文書

向西寺は桂徳大寺町に所在する西山浄土宗寺院で、光明寺末。文化 5 年閏 6 月 11 日の徳大寺村無本寺命寿寺庫裏普請願と長承 3 年の「命寿寺薬師縁起」(江戸期の写)を所蔵。2 点共に廃寺となった命寿寺関係のもの。

◆Nk048 極楽寺文書

極楽寺は桂久方町に所在。天文 18 年に浄土宗捨世派本寺一心院の称念上人を招請して開基された。近世には東山一心院末の中本寺として、西京区内に数多くの末寺を擁していた。元禄 13 年の「欣萱暁天田畑并祠堂寄進高帳」をはじめ、寛保 3 年の「諸宗山間地因名世寿免不控」や延享 3 年の「極楽寺本末御改帳」などの本末関係の文書のほか、田畑宅地関係の近代文書を所蔵。

◆Nk049 津田(辰)家文書

津田家は上野村の旧家。明治 10 年の地租改正時に村内の土地を丈量・評価した「上野総図」を所蔵。

◆Nk050 大八木(幾)家文書

徳大寺村の旧家。当主は久蔵、平七を名乗る。近世文書では、寛政 3 年、文化元年、文政 3 年、弘化 3 年の屋敷普請願書 4 点のほか、寛政期以降の田畑譲渡証文が 21 点、借用証文など 12 点が残る。そのうち田畑の売券には川原新田に関係するものがあり、桂川に面した川原地での新田開発の一端がうかがえる。また、天保 14 年の「寺送一札」や、安政 2 年の「養子証文之事」、嘉永 4 年 7 月の「不通養子一札之事」、同年 8 月の「為取替一札」(縁切一札)などの証書類がある。ほかに領主桂宮家との関係をうかがえる文書もある。近代文書では、「桂川河川敷占用継続許可書」などの証書類が 8 点、香典帳が 5 点のほか、『西国巡礼早引道中記』(刊本)、明治 43 年の「西国三十三所御詠歌」などがある。

◆Nk051 山口(嘉)家文書

山口家は川島村寺内の旧家。所蔵文書は、享保 14 年 12 月 13 日付田地売券がもっとも古く、次いで寛政以降、明治 28 年 11 月 1 日付立毛及使用権益権売渡証までである。明治の文書 5 点、年未詳 2 点を含む。内容は田地等売券・証書類 7 点、勘定類 4 点、普請に付口上 2 点、年貢関係 5 点、伊勢講 1 点となっており、寛政 7 年 5 月「伊勢講仕様帳」は、川島村で組織されていた愛宕講・松尾講・伊勢講の実態を説き明かすもの。

◆Nk052 北川(明)家文書

北川家は下桂村の旧家で、近世には下桂御霊神社の役を勤めた。明治の末から酒造業を営む。所蔵文書は幕末期より明治期にわたり、酒造業関係と下桂御霊神社関係とに大別できる。まず近世文書では、もっとも古いものに文化元年の「御霊社古記録之写并由来記等」がある。これは明応2年の棟札および天文16年の禁制などの中世文書をはじめ、元禄2年の御霊神社由緒を写す。そのほか、天保9年の御霊宮神前修復・嘉永元年の神輿再建の寄進帳などがある。近代文書には御霊神社関係のほか、明治31年の「清酒醸造実算記」、明治44年の「醤油製造帳」などが含まれる。

◆Nk053 中村(怜)家文書

中村家は、近世には下桂村今堂の庄屋を、近代には下桂区長を勤め、代々儀平を名乗った。所蔵文書は、年貢関係をはじめ、借用書・譲状等の証書類、人別帳・村送り状等の戸籍類など、多岐にわたる。文書の年代は、寛政年間より明治期にわたるが、とくに幕末期のものが多く、近世後期以降の下桂村今堂の諸相をうかがうに良質な文書群といえよう。

年貢関係の文書としては、寛政12年の「下桂村今堂年貢皆済目録」をはじめ嘉永・安政・文久年間の皆済目録・勘定目録や免割帳が多数みられる。証書類については、金銭の借用証文や田畑敷地の譲渡証文、拝借米の証文などがある。戸籍類には、文政12年の「下桂今堂高寄人別帳」や文久3年の「宗門改人別名前帳」、また元治元年の西国巡拝につき村送り状や寺社参詣に際しての往来手形が残る。桂川筋関係の文書では、「井堰普請人足名前并代金勘定帳」や桂川堤破損につき郡村相続講仕法帳、堤修繕に関する拝借銀の口上書などがあり、桂川筋の村落として、井堰・堤の維持管理、修繕に注意が払われていたことがうかがえる。加えて嘉永5年の3か度洪水につき到来物人足覚や、早水凶作のおりの年貢減免請書・照痛分の田地書上帳なども、桂川と下桂村の生活を考えるに興味深い史料。そのほか、村の相互金融の有様を示す「互借会」や頼母子講の仕法帳があり、また文政4年の下津林村長福寺再建につき頼母子仕法帳などの近隣村落間の互助に関するものもみえる。

近代文書については、「地租改正簿」や「諸出入清算帳」、臨時村会開設の依頼書・照会状など、村役場および区長関係の文書が数多く残る。

◆Nk054 糸谷(安)家文書

糸谷家は岡村に所在し、明治期に岡村知恩院宮領の庄屋大隅家より分家した。所蔵文書は、すべて大隅家より伝来した知恩院宮領関係文書。元禄6年の名寄帳、天保8年の宗門人別帳、安政5年の年貢皆済目録および皆済状、万治2年から寛政3年までの年貢免状9点、文化12年の「畑地新開田面押切帳」などである。

◆Nk056 松木(弥)家文書

松木家は長野新田村の庄屋を勤めた家で、宝暦14年から寛政10年までの村方文書を所蔵する。享保12年の水帳のほか、村明細帳(宝暦14～天明7)・村入用帳(天明6～寛政3)・村家数人別帳(宝暦9)などがあり、長野新田村の村況を知ることが

できる。また村法度類が4点(明和3～寛政10)あり、山林や芝草の刈取りに関する取り決めなどがある。ほかに「長野新田千丈之分田畑山林仕訳帳」(明和2)がある。

◆Nk057 松尾(剛)家文書

松尾家は松尾社の社家の支流で、禁中非蔵人の家柄。文書は松尾社の由緒・記録に関するものが大部分で、すべて近世の写。すなわち「上七社官幣使略記」(延享元写)社家領分目録・松尾社社司神方覚・「松尾社略注」(延享元写)・「松尾社神事之記」(明暦2写)などである。そのほか、当家家格の由緒を示す、非蔵人勅許についての板倉勝重書状写、幕末の書状7通、月読社社格の儀につき請願写(明治24)などがある。

◆Nk059 地藏院文書

地藏院は山田北ノ町に所在する臨済宗寺院で、山号衣笠山。管領細川頼之が敷地を寄進し、碧潭周皎を開山に招き創建した。所蔵文書のうち応安元年の頼之宛尼妙性山林敷地売券は創建時の状況を知るうえで貴重。同7年の秦相季松尾社領山寄進状、所役免除のための永和元年の弁官下文などの中世文書と、寺の由緒・歴代住職の事跡を編纂した近世の「笠山会要誌」が残る。なお、旧蔵文書253点は、現在京都大学が所蔵している。

注)『京都大学文学部博物館の古文書 第3輯 細川頼之と西山地藏院文書』(思文閣出版)に、28点の中世文書が掲載されている。

◆Nk061 地藏寺文書

地藏寺は桂離宮の西南、桂春日町に所在する浄土宗の寺院で、桂地藏とも俗称される。中世には種々の霊験を顕わす地藏尊として貴賤群衆の信仰を集めた。地藏寺には元禄期以降、明治期にわたる文書が所蔵され、地藏堂再建修復にかかわる勸化帳・勸進縁起をはじめ、田畑屋敷地の譲渡証文や普請願書、什物帳などが残る。伝来する文書のうちもっとも古いものは、元禄6年の「地藏堂再建奉加帳」である。そこには70名余りの結縁者および西京区一帯の村中・講中、遠方は丹波・伊勢からの結縁が記され、享和9・11年の勸進縁起とあわせて、堂宇の建立再興が庶民の一紙半銭によってなされたことがうかがわれる。また六斎念仏関係の文書として、深泥池村からの廻状の添状があり、六斎念仏を媒介とする村々のつながりを考える上で興味深い。そのほか、享保9・18年の山城国西岡浄土谷村乗願寺造仏略縁起や、証書類としては、寛延2年の浄誉上人藪屋敷田地譲状控などがある。近代文書には、明治元年の寺社領除地御改正につき絵図由緒書控や同4年の「寺院明細書」、同6年の極楽寺入末につき口上書控など30点余りが所蔵される。

◆Nk062 嵐山一の井堰組合所蔵文書

嵐山一の井堰組合は、嵐山山麓大堰川の一ノ堰を管理するため近代に結成された組合。江戸時代、一ノ堰からは一ノ井・二ノ井とよばれた用水が引かれ、桂川西岸の上山田・松尾谷・上桂・千代原・下桂・川島・岡などの水田を潤し、諸村は組郷を結成して、その維持・管理に努めていた。所蔵文書の内容は、「壺ノ堰組合証書類合冊」

(明治 9～)、組合結成に関する覚書(昭和 23)、地図 2 点、一ノ井堰碑文案、である。このうち「壱ノ堰組合証書類合冊」は、明治 9 年の上記組合諸村と下嵯峨・太秦・嵯峨野などの二ノ堰組合との水論を記録した日記、その結果定められた船戸開閉に関する条約書、そのほか会計決算帳・組合規約・樋閘改築申請関係など重要なものを含む。

◆Nk063 風間(八)家文書

下桂村今堂の旧家で、代々八左衛門を名乗っている。所蔵文書は、文政 11 年の「表具勘定覚」、「風間家系図」3 点、「風間・中路氏先祖代々法名書上」である。

◆Nk064 風間(光)家文書

下桂村今堂の旧家風間八左衛門家の分家。文化 10 年の「嘉右衛門分家相続譲請状」から、嘉右衛門の代に分家したことが知られる。これ以外の所蔵文書はすべて今堂の伊勢講関係文書である。最古のものは宝暦 13 年の「伊勢講田年貢皆済状」で、宝暦 14 年の「永代記録帳」や明和 8 年の「諸算用之帳」などのほか、幕末・明治期にわたる文書がある。

◆Nk065 川岡小学校所蔵文書

川岡小学校は川島滑樋町に所在、明治 5 年開校した。文書 7 点すべてが校史に関する書類を綴った冊子。明治 30 年度から大正 12 年度までを綴った川嶋尋常小学校の冊子、明治 44 年編集、大正 11 年修補の川岡尋常小学校書類の 2 冊。以下、近年までの書類が綴じられている。

◆Nk066 西光寺文書

西光寺は松室山添町に所在し、浄土宗西山禅林寺派に属す。開基は延朗上人と伝えられ、寺内には延朗堂も残る。伝来する文書は、明和 7 年以降の住持と同寺への寄付物を記した祠堂物施主簿、木版刷りの「延朗上人略縁起」、昭和 3 年に作成された「西光寺々史」の 3 点である。

◆Nk067 東(包)家文書

当家は松尾社社家の家柄。所蔵文書は「権神主家領年貢米勘定帳」(慶応 3)で、「蔵付庭帳」を合冊する。

◆Nk068 浄住寺文書

浄住寺は山田開キ町に所在する黄檗宗寺院で、山号葉室山。もと戒律弘教の道場で鎌倉前期に律宗の叡尊が復興、葉室家の帰依をうけた。近世に鉄牛道機が黄檗宗に改め、元禄年間に堂舎の多くを建立した。所蔵文書は再建以後のもので、鉄牛による叡尊四百五十年忌香語や方丈移築由来記のほか、縁起・「浄住家訓」などがある。

◆Nk069 東(昌)家文書

当家は松尾社社家の家柄。所蔵文書は慶長元年からの叙位の口宣案 35 点、慶

長 7 年からの伯家下文(権神主補任状)11 点、位階申請や転任申請のための口上控、系図、近代の履歴書、「代数略記」などの家格・由緒を示すものを中心である。ほかに永禄 10 年の神事頭役差定状、地方関係として慶応 2 年の「権神主家領皆済米」(冊子)がある。

◆Nk072 桂小学校所蔵文書

桂小学校は桂巽町に所在する。「学校沿革史」によれば、明治 5 年上桂に寺院を仮校舎として設立され、千代原・上野・徳大寺・上桂の 4 か村を通学区とした。同 22 年下桂をも通学区に含め、下桂区久方に校舎を新築した。さらに同 34 年桂・川岡・京極・松尾の 4 か村連合の学校組合を組織し、千代原に校舎を新築して、葛野郡第二高等小学校と称した。のち大正 7 年増築を加え桂尋常高等小学校となり、現在に至る。史料は昭和 13 年の「桂校建築後援会収支精算報告書・寄附芳名録」、同年「教育要覧」、昭和 20 年の「昭和二十年度教育方針」、年不詳の「学校沿革史」、「桂校沿革史整理簿」の 5 点である。

◆Nk073 大枝小学校所蔵文書

大枝小学校は大枝塚原町に所在、明治 6 年旧山陰街道下狩川芋峠に塚原校として開校、明治 19 年に現在地へ移転した。開校以来の事蹟を記す学校沿革史 2 点のほか、「乙訓郡町村誌」(明治 41)・国民学校時代の「父兄会記録」(昭和 22)を所蔵。

◆Nk074 孝子儀兵衛彰徳会所蔵文書

江戸期のもの 3 点。1 点は儀兵衛墨書「孝弟」(軸装)、1 点は明和 7 年 5 月 28 日付の儀兵衛に対する褒状(4 通を卷子装)、いま 1 点は明和 7 年 5 月付刊の版本『西岡孝子行状』(布施松翁著)である。そのほかの 2 点は近代のもので、大正 5 年の「孝子儀兵衛翁教科書資料当選後ニ於ケル参考雑記」(冊子)、大正 9 年に結成が呼びかけられた孝子儀兵衛彰徳会の「賛助名簿」などがある。

◆Nk075 法輪寺文書

法輪寺は嵐山にある真言宗五智教団の名刹で、平安遷都以前の草創と伝え、虚空蔵菩薩を祀る。現在も十三詣りの寺として京都の市民に親しまれている。応仁の乱等の戦乱で室町末期には荒廃していたが、桃山時代から江戸前期にかけて恭畏とその弟子有以によって復興された。当寺に残された大量の文書もこの時代以降のものが中心であるが、とくに中興恭畏の時代のものは質が高い。

中世文書としては、法輪寺所領覚(弘長 2)、室町幕府管領奉書案(応永 5)、細川満元施行状案(応永 5)、室町幕府奉行人連署奉書(文明 18)、延谷三郎四郎数吉請状(永正 7)など、寺領に関するものがかなり残っている。中興恭畏の時代の文書としては、慶長 2 年の別当恭畏に宛てた後陽成天皇の修造綸旨をはじめとして、再興に関し津・材木の便宜を命じた数通の前田玄以下知状、同禁制(慶長 2)、同時代のものと思われる寺域堂舎等の規模を示した境内絵図間数差出・境内堂舎覚などがある。

近世文書としては、(1)寺院の修造を命じた綸旨、門跡令旨、所領安堵にかかわる徳川家の朱印状、(2)寺院の修造・所領に関するもの、(3)寺院の縁起・明細に関するもの、(4)寺院経済に関するもの、(5)本尊開帳関係、(6)歴代天皇の崩御の際の献経・

焼香参勤に関するもの、(7)寺院記録、(8)門前村関係、(9)寺領に関する地方関係、(10)渡月橋の修造・流失に関するもの、(11)書状など、に大きく分類できる。

(1)は、歴代天皇の修造綸旨をはじめ、御室宮御教書(元和 7)、大覚寺宮御教書(延宝 3)などの修造寄進を勧めるもの、将軍徳川家茂朱印状(万延元)をはじめとする歴代将軍の朱印状である。(2)は、寄進目録、寺普請願、寺領書上(享和 3)、造営積書、修復仕様帳などである。(3)には、寺縁起等口上書、寺院明細書上案(明和 7)などがある。(4)は、勘定覚、「例月収納物并米出納勘定帳」(弘化 5～嘉永元・嘉永 6)、勸金貸付帳など。(5)は、修造費用捻出のためにたびたび行われた本尊開帳に関する申請や、記録、算用にかかわるもの。(6)は、歴代天皇の崩御の際の清閑寺への献経・焼香参勤にかかわるもので、欠勤願や先例覚などである。(7)は、言上帳・口上記録(明和 8～)、日記、年中諸記録など多量にあるが、いずれも保存状況はよくない。(8)の門前村関係では、法輪寺門前村触請書、屋敷普請願、門前帰住願、引越につき御断書、借地願書、田地売券、上納銀請書などの村落行政に関するもので江戸中期から末期にわたっている。(9)は、寺領の川端村や川島村の免定・年貢勘定目録・年貢米請取覚・年貢高書上帳・名寄帳などである。(10)は門前の大堰川に架かる渡月橋に関するものである。渡月橋は対岸の天龍寺領であるが、管理は法輪寺が行っていたので、筏除杭寄進状、流失の際の新造請負願、仮土橋新造願、橋のない期間の渡船願や渡船請負証文などがある。

◆Nk076 井上(重)家文書

井上家は灰方村の庄屋を勤めた家。文書の年代は、寛延 2 年から明治 11 年にわたるが、大部分は寛政年間以降の文書である。内容はおおむね触状、年貢勘定関係、普請関係、田畑売渡証文、借金証文などに分けることができる。触状類は 6 点。寛政 9 年から享和 3 年の触留帳 5 点と明治 6 年の布告写帳。年貢関係は 36 点。灰方村水帳(年未詳)1 点、名寄帳(明治 6)1 点、皆済手形 7 点、免割帳 2 点など。普請関係は 5 点で、寛政 7 年と文化 4 年の溜池普請仕法帳など。田畑売渡証文類は 10 点。借金証文類は 4 点。そのほか、寛政 10 年の万留帳など。

◆Nk077 保福寺文書

保福寺は下津林楠町に所在する寺院で、浄土真宗本願寺派。明治 6 年に 25 世得隣がまとめた「記録」1 冊を所蔵。由緒書、什物書上、寺院明細書などを写している。これによると、当寺は正安 2 年 2 月に保福院晴光(尼)によって創建されたという。

◆Nk078 松尾小学校所蔵文書

松尾小学校は松尾井戸町に所在、沿革史によれば、明治 5 年 9 月松尾谷・上山田・下山田・松室・御陵の 5 か村が共同して、松尾谷村 416 番地に開校したことをはじまりとする。所蔵文書には、明治 5 年から同 41 年までの「葛野郡松尾尋常小学校史」をはじめ、その後の沿革史、学則などの文書が残り、女学校・実業補習学校の併設、第二次世界大戦中の国民学校の様子など、本校の日常を詳細に記している。

◆Nk079 長嶋(正)家文書

長嶋家は灰方村栢大明神社(現大歳神社)神官を代々つとめた家である。文書のほ

とんどは代々の任官に関する文書。口宣案が4点(享保8～天保8)、神道裁許状(神祇伯から出した装束着用許可状)の類(貞享2～天保8)が10点、神道秘伝授与状(延享元)2点である。ほかに清福寺住職請状(弘化4)1点、社格をめぐり向日神社との為取替証文(文化2)1点、村社明細書上(明治15)1点など。

◆Nk080 称讚寺文書

称讚寺は、小山寺とも記し、牛ヶ瀬青柳町に所在する浄土宗西山禅林寺派の寺院である。文書は縁起1巻。元禄11年5月に、権大納言藤原(東園)基量・右近衛中将藤原(東園)基長によりまとめられ、十一面観音像の由来および靈験を記している。

◆Nk081 西光院文書

西光院は嵐山山田町に所在する浄土宗西山禅林寺派の寺院。しかし文書自体は寺院と直接関係がなく、ほとんど近代の村文書である。文書の中に区長事務文書を含むので、当寺に区長等の公的な施設が置かれていた時期があったのかもしれない。内容は「一ノ堰水論約定書写」(明治9)、「伏樋仕様帳」などの用水関係、「租税皆済帳」(明治15)、「租税上納割賦帳」(明治6～)、「自作小作下調帳」などの租税土地関係、地租に関する書類、「渡月橋工事仕様帳」「大柳土橋普請出納帳」(明治16)などの橋普請関係、開墾上申書・地目変換上申などの土地関係、「上山田区収支決算書」(明治5～)「区長引継目録」、戸籍などの区長事務関係、そのほか、布告写・衛生組合同規約・借用状・上申控(冊子)「共有山地分有箇所訳帳」、それに村絵図などである。幕末のものとして下柴山請状(嘉永4)1点がある。

◆Nk082 小塩自治会所蔵文書

本文書のほとんどが明治21年以降のもので、主に大原野村小塩区関係である。小塩区の各種規約類のほか、共有山林の管理に関する書類を含む。小塩の西方に位置するポンポン山周辺は、古くは鴨背山と称し、明治35年以前においては、小塩のほか鶏冠井・上植野・今里・井ノ内・森本・東土川・久我・菱川・志水の11地区の入会地であったことがわかる。ほかに明治初期の小塩村字切図がある。

◆Nk083 湯浅(道)家文書

「角屋」の屋号をもつ下津林村の旧家。所蔵文書の内、近世文書は9点。峰堂付近にあった下津林村山の利用について定めた元禄4年4月の連判状を最古とする。下津林村は、下山田村峰堂一帯に山を所有しており、観音堂の本尊が元峰堂の本尊であったとも伝えられ、中世以前この地域や寺院と何等かの関係があったことを推測させる。そのほか、前年に焼失した長福寺再建の費用を村中で工面した文政4年2月の銀子借用証文、村内風紀等について取り決めた村中法度連判状などがある。近代文書では、村役場関係文書を所蔵。下津林村の各字の切図など土地絵図を多く所蔵している。特に明治3年に書き改められた下津林村絵図は、村内の状況をよく描いており貴重。

◆Nk084 塩田(了)家文書

塩田家は下津林村に所在する旧家。安兵衛を名乗る。文化年間ごろから「性命湯」

なる薬の製造・販売を行っており、その看板も残されている。所蔵文書は多岐にわたるが、いわゆる庄屋文書に類するものはあまりない。享保 11 年の売券を最古とし、明治中期ごろまでの文書を含む。約半分が近世文書。主要なものを挙げると、薬関係では、文化 10 年に無免許で性命湯を製造・販売するものの差し止めを願った書類や、文政 2 年に株一式を唐木屋さとに譲り渡した証文ほか(5 点)がある。また永福寺の世話役を勤めていたからか、村内にあった寺社関係の史料もかなりあり、寛政 9 年と天明 7 年に起きた、永福寺観音堂并五社明神の鍵や神事をめぐり村方と建仁寺末村内四か院・侍分との相論(4 点)、境内差図や造作願書、明治期に廃寺となった徳雲庵・智徳庵の寺地処分関係書類などが残る。このほか村内で行われていた行者講・松尾講・伊勢講などの史料もあり、とくに行者講関係では延享 4 年の講定書のほか、近代の講財産への諸税の領収書や講株譲渡証文などがある。

◆Nk085 湯浅(馨)家文書

下津林村の旧家。「酒屋」の屋号をもち、源右衛門を名乗る。所蔵文書のうち、近世文書は 51 点を数える。とくに注目されるのは、「株一件訳合書」と題された文化 12 年に起こった村方騒動にかかわる記録で、村役人・取扱人と百姓中のやり取りが詳細に記されている。ほかに文化から明治 30 年頃にかけての土地売券や借用証文をはじめ、寛政 7 年の「日野領田地物成覚帳」など土地・租税にかかわる史料を所蔵。また分家筋が守りし、明治 5 年に廃寺となった養福寺の由緒や廃寺関係書類等も残る。

◆Nk086 小山(静)家文書

小山家は下山田村の旧家で、近代の村共有山林に関わる文書を所蔵する。明治 30～40 年代に府庁に提出した山林通行願・伐採願や山林売買契約書などのほか、戦後の契約書などがある。

◆Nk087 大原野小学校所蔵文書

大原野小学校は、明治 6 年に石作字馬場の地(現在の学校所在地)に石作小学校の名称で開校した。学校沿革史 1 冊は、学校創立以前の教育状況から書きはじめられており、また沿革を管理者・学務委員・教員・校具などの分類別に詳述している。

[▲top へ戻る](#)